



【coffee break】 2013.12.12

平成 26 年度税制改正大綱

本日は、平成 26 年度税制改正大綱のご紹介です。

平成 26 年度税制改正大綱

本日、平成 26 年度税制改正大綱が発表されました。住宅用家屋の登録免許税を中心に改正「予定」についてご案内申し上げます。

参考：平成 26 年度税制改正大綱（自民党 HP より）

https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf128_1.pdf

新設予定

住宅用家屋証明書

「宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の住宅用家屋を取得する場合」

・(中古) 建物の所有権移転登記 税率 **0.10%**

一定の条件を満たしたリフォーム物件についての新設規定です。現行、通常の建物の所有権移転登記は税率「2.00%」(本則)であり、住宅用家屋証明書による軽減を受ける場合は税率「0.30%」ですが、今般の改正が実現しますと更に税率「0.10%」という軽減が選択肢に追加されます。中古市場、リフォーム市場の活性化に是非繋がって欲しいです。

延長予定

特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等

2年延長予定

認定低炭素住宅の所有権の保存登記等

2年延長予定

その他

秋の大綱（民間投資活性化等のための税制改正大綱）で決定されている項目では、「創業促進」「事業再編」などが注目です。

創業促進

個人が、産業競争力強化法に規定する認定創業支援事業計画に係る認定を受けた市区町村において、同計画に記載された特定創業支援事業による支援を受けて株式会社の設立をする場合

設立登記 税率 **0.35%**（本則：0.70%）
最低税額 **75,000** 円（本則：150,000 円）

事業再編

産業競争力強化法に規定する事業再編計画、特定事業再編計画又は中小企業承継事業再生計画の認定を受けた認定事業者等が、これらの計画に基づき行う株式会社の設立等をする場合

設立登記 税率 **0.35%**（本則0.70%）
分割登記 税率 **0.50%**（本則0.70%）

その他、事業再編については所有権移転登記の税率軽減なども含まれております。

また、興味深いところでは「税理士制度について、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から」税理士制度の見直しに伴い、税理士試験の受験資格要件の緩和なども規定されております。

以上です。

今後とも宜しくお願い申し上げます。